

大分県報

平成三十年

号外 (二)

三月一日

(木曜日)

目次

公 告

平成三十年度前期技能検定の実施……………一
平成三十年度前期技能検定の実施……………二

公 告

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項及び職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条の規定により、次のとおり平成三十年度全期（随時実施する三級及び基礎級）技能検定を実施する。

平成三十年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 随時実施する等級別検定職種

1 三級

機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法及びマシニングセンタ加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシニングセンタ作業に限る。）、金属プレス加工、鉄工、建築板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金施工法及びダクト板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金作業及びダクト板金作業に限る。）、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械板金作業に限る。）、仕上げ（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、治工具仕上げ法、金型仕上げ法及び機械組立仕上げ法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業に限る。）、機械検査、電子機器組立て、

平成三十年三月一日

電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及び開閉制御器具組立法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立法及び開閉制御器具組立法に限る。）、冷凍空気調和機器施工、婦人子供服製造、紳士服製造、帆布製品製造、家具製作、建具製作、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、圧縮成形法、射出成形法及びブロー成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、圧縮成形作業、射出成形作業及びブロー成形作業に限る。）、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築配管施工法に限る。）、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、内装仕上げ施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼製下地施工法、ボード仕上げ施工法及びカーテン施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業に限る。）、塗装、塗装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法及び噴霧塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装作業、金属塗装作業及び噴霧塗装作業に限る。）及び工業包装

2 基礎級

さく井、鑄造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空気調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウエルポイント施工、表装、塗装及び工業包装

注 随時実施に掲げる職種のうち三級の試験については、当該職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第五十七号）第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級に合格した者に限り受けることができ

大分県報号外（公告）

るものとする。

二 試験の方法

実技試験及び学科試験によって行う。

三 技能検定試験の手数料、実施期日、実施場所等

1 実技試験

(一) 手数料

随時実施する三級及び基礎級の手数料は、一七、九〇〇円とする。

(二) 実施期日

平成三十年四月一日（日）から平成三十一年三月三十一日（日）までの間で、大分

県職業能力開発協会が指定する日とする。

(三) 実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

(四) 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しない。

2 学科試験

(一) 手数料

手数料は、三、一〇〇円とする。

(二) 実施期日

平成三十年四月一日（日）から平成三十一年三月三十一日（日）までの間で、大分

県職業能力開発協会が指定する日とする。

(三) 実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

四 受検申請の手続

1 提出書類

技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

2 提出先

大分市大字下宗方字古川千三十五番地一

大分県職業能力開発協会

電話（〇九七）五四二―三六五一

3 受付期間

原則として、技能検定試験の実施期日の三十日前まで

4 受検申請に関する注意

(一) 申請書の用紙は、大分県職業能力開発協会に交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒（宛先を記入し、一四〇円切手を貼ったもの）を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。

5 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手数料は、申請書に添えて納付すること。

6 合格者の発表等

1 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、大分県職業能力開発協会が、本人宛書面で通知する。

2 技能検定合格証書の交付

随時実施する三級及び基礎級の技能検定合格者に、大分県知事から交付する。

7 その他

全期技能検定は、外国人の技能実習制度に係る研修成果の評価及び修得技能等の認定に活用するものである。したがって、随時実施する三級の試験については、受検しようとする職種に係る基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令第一条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則第六十一条に掲げる基礎一級若しくは基礎二級に合格した者に限り受けることができるものとする。なお、不明な点については、大分県商工労働部雇用労働政策課又は大分県職業能力開発協会に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十六条第二項及び職業能力開発促進法施行令（昭和四十四年政令第二百五十八号）第二条の規定により、次のとおり平成三十年前期技能検定を実施する。

平成三十年三月一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 実施する等級別検定職種

1 一級及び二級

園芸装飾、造園、機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋

盤加工法、フライス盤加工法、研削盤加工法及びマシンングセンタ加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、平面研削盤作業、円筒研削盤作業及びマシンングセンタ作業に限る。）、放電加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、数値制御形彫り放電加工法及びワイヤ放電加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業に限る。）、鉄工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、製缶作業及び構造物鉄工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、製缶作業及び構造物鉄工作業に限る。）、建築板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金施工法及びダクト板金施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、内外装板金作業及びダクト板金作業に限る。）、工場板金（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、曲げ板金加工法及び打出し板金加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、曲げ板金作業及び打出し板金作業に限る。）、仕上げ（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、治工具仕上げ法、金型仕上げ法及び機械組立仕上げ法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立て法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、配電盤・制御盤組立て作業に限る。）、光学機器製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、光学ガラス研磨法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、光学ガラス研磨作業に限る。）、建設機械整備、婦人子供服製造（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供注文服製作法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、婦人子供注文服製作作業に限る。）、家具製作（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、家具手加工作業に限る。）、建具製作（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、木製建具手加工作業法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、木製建具手加工作業に限る。）、印刷、プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、射出成形作業に限る。）、強化プラスチック成形（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、積層成形法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、手積み積層成形作業に限る。）、石材施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石張り施工法及び石積

み施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、石張り作業及び石積み作業に限る。）、とび、左官、築炉、ブロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ウレタンゴム系塗膜防水施工法、アクリルゴム系塗膜防水施工法、シーリング防水施工法及びFRP防水施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業に限る。）、内装仕上げ施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プラスチック系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法及びボード仕上げ施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業に限る。）、熱絶縁施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、保温保冷工事作業に限る。）、サッシ施工、化学分析、表装（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、壁装施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法及び金属塗装法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、建築塗装法及び金属塗装法に限る。）、広告美術仕上げ（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、広告板粘着シート仕上げ法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、広告面粘着シート仕上げ作業に限る。）及びフラワー装飾

2 単一等級

路面標示施工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、溶融ペイントハンドマーカ―施工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、溶融ペイントハンドマーカ―工事作業に限る。）及び塗料調色

3 三級

園芸装飾、造園、機械加工（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、旋盤加工法、フライス盤加工法及びマシンングセンタ加工法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業及びマシンングセンタ作業に限る。）、仕上げ（学科試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械組立仕上げ法に、実技試験のうち、受検者が選択する科目にあつては、機械組立仕上げ作業に限る。）、機械検査、電子機器組立て、建築大工、とび及びフラワー装飾

二 試験の方法

三 実技試験及び学科試験による。

1 実技試験

(一) 手数料

一級、二級、三級及び単一等級の手数料は、一七、九〇〇円とする。

ただし、次のイからハまでに該当する者の手数料は、次に掲げるとおりとする。

イ 実技試験の二級又は三級を受けようとする者であつて当該試験の実施日の属する年度の前年度の末日において三十五歳に達していないもの（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者を除く。）に係る手数料は、八、九〇〇円とする。

ロ 実技試験の三級を受けようとする在校生（職業能力開発促進法第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設において職業訓練（職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第九条に規定する短期間の訓練課程の職業訓練（以下この号において「短期訓練課程」という。）を除く。）を受けている者、同法第二十五条の規定により設置される職業訓練施設において同法第二十四条第三項に規定する認定職業訓練（短期訓練課程を除く。）を受けている者（現に雇用されている者を除く。）若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校に在学する者又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）、大学若しくは高等専門学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校若しくは同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校に在学する者をいう。）に係る手数料は、一一、九〇〇円とする。

ハ イ及びロのいずれにも該当する者に係る手数料は、二、九〇〇円とする。

(二) 実施期日

平成三十年六月五日（火）から同年九月九日（日）までの間で大分県職業能力開発協会が指定する日とする。

(三) 実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

(四) 問題の公表

実技試験の問題は、あらかじめ平成三十年五月二十九日（火）に、大分県職業能力開発協会が公表する。ただし、一部の検定職種については問題の全部又は一部を公表しない。

2 学科試験

(一) 手数料

手数料は、三、一〇〇円とする。

(二) 実施期日

検定職種ごとに次の表に掲げるとおりとする。

| 検定職種 | 実施期日 |
|--|--------------------|
| <p>三級</p> <p>園芸装飾、造園、機械加工（旋盤加工法、フライス盤加工法及びマシンニングセンタ加工法に限る。）、仕上げ（機械組立仕上げ法に限る。）、機械検査、電子機器組立て、建築大工、及びびフラワー装飾</p> | 平成三十年七月十五日 (日) |
| <p>一級及び二級</p> <p>造園、光学機器製造（光学ガラス研磨法に限る。）、プラスチック成形（射出成形法に限る。）、及び、築炉、防水施工（ウレタンゴム系塗膜防水施工法、アクリルゴム系塗膜防水施工法、シーリング防水施工法及びFRP防水施工法に限る。）、サッシ施工、化学分析及び塗装（建築塗装法及び金属塗装法に限る。）、</p> | 平成三十年八月十九日 (日) |
| <p>一級及び二級</p> <p>機械加工（旋盤加工法、フライス盤加工法、研削盤加工法及びマシンニングセンタ加工法に限る。）、鉄工（製缶作業法及び構造物鉄工作業法に限る。）、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造（婦人子供注文服製作法に限る。）、家具製作（家具手加工作業法に限る。）、建具製作（木製建具手加工作業法に限る。）、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ施工法、鋼製下地施工法及びボード仕上げ施工法に限る。）及び広告美術仕上げ（広告板粘着シート仕上げ法に限る。）、</p> | 平成三十年八月二十六日 (日) |
| <p>一級及び二級</p> <p>園芸装飾、放電加工（数値制御形彫り放電加工法及びワイヤ放電加工法に限る。）、建築板金（内外装板金施工法及びダクト板金施工法に限る。）、工場板金（曲げ板金加工法及び打出し板金加工法に限る。）、仕上げ（治工具仕上げ法、金型仕上げ法及び機械組立仕上げ法に限る。）、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て法に限る。）、強化プラスチック成形（積層成形法に限る。）、石材施工</p> | 平成三十年九月二日 (日) |

(石張り施工法及び石積み施工法に限る。)、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工(保温保冷施工法に限る。)、表装(壁装施工法に限る。)、及びフラワー裝飾
単一等級
路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカ―施工法に限る。)、及び塗料調色

(三) 実施場所

大分県職業能力開発協会から通知する場所とする。

四 受検申請の手続

1 提出書類

(一) 技能検定受検申請書(以下「申請書」という。)

(二) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

2 提出先

大分市大字下宗方字古川千三十五番地一

大分県職業能力開発協会

電話 (〇九七) 五四二―三六五一

3 受付期間

平成三十年四月四日(水)から同月十七日(火)まで。ただし、郵送による申請書

は、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。

4 受検申請に関する注意

(一) 申請書の用紙及び受検案内は、大分県職業能力開発協会で作付する。

なお、申請書の用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒(宛先を記入し、一四〇円切手を貼ったもの)を同封すること。

(二) 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

五 手数料の納付方法

実技試験及び学科試験の手料は、申請書に添えて納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、当該試験に係る手数料の納付は要しない。

なお、申請書を受け付けた後は、申請を取り消し、又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

六 合格者の発表等

1 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名は、三級職種については平成三十年八月三十一日(金)、一級、二級及び単一等級職種については、同年九月二十八日(金)に大分県庁舎本館一階の県民ホールに掲示するとともに大分県のホームページに登載し、本人宛書面で通知する。

2 実技試験又は学科試験の合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、大分県職業能力開発協会が、三級職種については平成三十年八月三十一日(金)、一級、二級及び単一等級職種については同年九月二十八日(金)に本人宛書面で通知する。

3 技能検定合格証書の交付

(一) 技能検定合格証書

一級及び単一等級の合格者には厚生労働大臣から、二級及び三級の合格者には、大分県知事から交付する。

(二) 技能士章

一級の合格者には一級技能士章、単一等級の合格者には単一等級技能士章、二級の合格者には二級技能士章、三級の合格者には三級技能士章が、厚生労働大臣から交付される。

七 その他

技能検定について不明な点は、大分県商工労働部雇用労働政策課又は大分県職業能力開発協会に問い合わせること。